

○潟上市職員の懲戒処分の公表基準等に関する規程

令和5年4月26日

訓令第11号

(目的)

第1条 この訓令は、懲戒処分を公表することにより、処分の公正性・公平性を担保し、服務規律及び公務員倫理の保持の徹底と同種事案の再発防止を図ることを目的とする。

(公表対象)

第2条 次の各号のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分

(公表内容)

第3条 公表内容は、原則として次のとおりとする。

- (1) 被処分者の属する所属部局等
- (2) 被処分者の役職（職名）
- (3) 被処分者の年齢
- (4) 処分内容
- (5) 処分年月日
- (6) 事案概要

2 収賄、横領、飲酒運転等社会的影響の大きなもので、警察又は報道機関から先に被処分者の氏名等が公表されている場合は、前項の規定にかかわらず、被処分者の氏名等を公表することができる。

(公表の例外)

第4条 公表の例外を、次のとおり定める。

- (1) 事件の性質上、被害者が公表をしないことを求めている場合、又は公表により被害者が特定され、被害者の人権に配慮する必要がある場合には、公表しないものとする。
- (2) 前条第1号から第3号までの事項を公表することにより、被処分者個人が特定される場合には、当該事項の全部又は一部を公表しないことができる。

(公表時期)

第5条 公表は、懲戒処分を行った後、速やかに行うものとする。

(公表方法)

第6条 公表は、市のホームページへ掲載して行うものとし、事案の社会的影響を考慮した上で必要に応じ、報道機関への発表又は資料提供を行うものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。